

令和二年一月三十一日受領
答弁 第一号

内閣衆質二〇一第一号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会の招待者について」の決裁者の変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会の招待者について」の決裁者の変更に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「桜を見る会」の招待者について、現在、内閣総理大臣が決裁者として決裁した文書を確認できるのは平成十八年度に開催された「桜を見る会」が最後であるが、平成二十二年度までは文書による決裁が行われていたところ、その後文書による決裁を行わないこととしたのは、事務の簡素化の観点からと考えられ、御指摘の「決裁に関する規定」の変更によるものではない。